

# 国保に加入しなければならない人とは

国保は病気やケガにそなえて、安心して医療が受けられるように、加入者がそれぞれの収入に応じて保険税を出し合い、そこから医療費を支払おうという助け合いの制度です。

「勤め先（職場）の健康保険」に加入している人やその扶養家族、「後期高齢者医療制度」に加入している人、生活保護を受けている人を除いて、すべての人がお住まいの市区町村の国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

## 保険証は大切に

保険証は、健康保険に加入していることを証明するもので、1人に1枚交付されます。医療機関で受診するときなどに必要となりますので、大切に保管しましょう。保険証交付廃止後も有効期限までは使用することができます。廃止後にマイナ保険

証をお持ちでない場合は資格確認書が交付されます。（申請不要）

## マイナンバーカードが保険証として利用できます

オンライン資格確認ができる医療機関・薬局では、マイナンバーカードが保険証として利用できます。（ただし、医療機関・薬局により利用開始時期は異なるため、利用できない場合もありますのでご注意ください。）その場合、これまでどおり保険証が必要です。）

利用するにはマイナポータルなどでの申し込みが必要です。国保けんこう課窓口で申し込み支援も行っています。

## 国保加入や喪失の届出

国保に加入するときや国保をやめるときは、届出が必要です。（勤務先などが加入者にかわって国保喪失を市に届け出ることはありません。また、マイナ保険証をご利用の方もこの手続きは必要となります。）

国保加入や国保喪失の届出は、14日以内に市民課で行ってください。

また、大村市国保資格喪失後に大村市国保の保険証をそのまま使い続けたり、他の健康保険への加入手続き中（その健康保険証を受け取っていない期間）に大村市国保の保険証を医療機関に提示して受診することはできません。もし、受診した場合は、後日、7／8割分の医療費や高額療養費を世帯主の方から大村市へ返金していただきます。

## よくある質問

**Q** 大村市に転入してきました。国民健康保険加入の手続きについて教えてください。

前住所地で国保だった方は、転入手続きをするときに、加入の申し出をしてください。

ただし、転入直前まで社会保険などに加入していた方は、社会保険などをやめた証明書が必要です。

**Q** 市外へ転出し、大村市国民健康保険を喪失する場合、どのような手続きが必要ですか。

市民課で転出手続きをしていただ

くと、大村市の国民健康保険の資格も一緒に喪失されます。必要なものは、届出人の本人確認ができるもの（免許証など）と転出する方全員分の国民健康保険証です。

また、70歳から74歳の方は、転出先へ提出していただく負担区分証明書を交付いたします。

**Q** 会社を退職し、国民健康保険に加入したいのですが。

手続きは市民課で行います。必要なものは、職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書）または離職票（退職日のわかるもの）です。

## 届出は、すみやかに

国保加入の届出が遅れ、保険証のない状態で医療機関を受診した場合、医療費を全額支払うこととなります。また、国保の資格取得日は届出の日ではなく、以前加入していた健康保険などの資格を喪失した日です。その日までさかのぼって保険税が課税されるため、届出が遅れると1回あたりの保険税の納付額が高額になることがあります。